

茨城県報 第6522号

昭和52年4月25日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告示

	ページ
●使用薬剤の購入価格(保険課)	1
●受胎調節実地指導員の指定(保健予防課)	2
●土地改良事業及び定款変更の認可(農地管理課)	2
●土地改良事業の認可(10件) (")	2
●換地計画の適当決定(")	4
●換地計画の認可(")	5
●麻生都市計画公園の決定(都市計画課)	5
●道路の区域変更(道路維持課)	5
●道路の供用開始(")	6
●土地改良区役員の就退任の届出(9件)(土地改良事務所)	6
(公安委員会)	
●緊急自動車の指定	10
正 誤	
●昭和52年3月7日付茨城県報第6508号中	11

告 示

茨城県告示第485号

使用薬剤の購入価格薬価基準(昭和49年厚生省告示第343号)に基づき茨城県における使用薬剤の購入価格を次のように定め、昭和~~51~~⁵²年4月1日から適用する。

昭和49年12月23日茨城県告示第1127号で告示した使用薬剤の購入価格は、昭和52年3月31日限り廃止する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1	Ⓢ 保存血液	200ミリットル1瓶	3,480円
2	乾燥E型 ポツリヌス抗毒素	6,000単位1瓶 (溶解液付)	23,800円
3	乾燥E型 ポツリヌス抗毒素	10,000単位1瓶 (溶解液付)	23,800円
4	A. C. D加新鮮血液	230ミリットル1瓶 又は1袋	3,480円

5	乾燥ボツリヌス 抗毒素	(A. B. E型10,000単位) (F型4,000単位 (溶解液付))	1瓶	68,950円
6	C. P. D加新鮮血液	228ミリットル1瓶 又は1袋		3,480円
7	C. P. D加保存血液	228ミリットル1瓶 又は1袋		3,090円
8	ヘパリン加新鮮血液	210ミリットル1瓶		4,050円

茨城県告示第486号

優生保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

住所 茨城県鹿島郡銚田町七軒町1648

氏名 遠藤本子

茨城県告示第487号

昭和51年11月8日付で八原土地改良区から申請のあつた笹谷地区土地改良事業及び定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項及び第30条第2項の規定により昭和52年4月15日認可した。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第488号

昭和52年1月26日付で江戸崎入土地改良区から申請のあつた江戸崎入第三地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年4月15日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第489号

昭和51年12月9日付で結城郡石下町大字崎房316篠崎恒吉ほか44名から認可申請のあつた小野詰地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年4月15日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第490号

昭和51年12月24日付で牛久沼土地改良区から申請のあつた大徳二区地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年4月15日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第491号

昭和51年12月24日付で牛久沼土地改良区から申請のあつた馴柴二区地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年4月15日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第492号

昭和51年12月24日付で牛久沼土地改良区から申請のあつた宮淵一区地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年4月15日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第493号

昭和51年12月24日付で牛久沼土地改良区から申請のあつた伊勢下地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年4月15日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第494号

昭和51年12月24日付で牛久沼土地改良区から申請のあつた大徳余郷地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年4月15日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第495号

昭和52年1月14日付で武井志崎土地改良区から申請のあつた武井志崎地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年4月15日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第496号

昭和51年12月7日付で石岡台地土地改良区から申請のあつた園部川地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年4月15日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第497号

昭和52年1月18日付で大野土地改良区から申請のあつた大野地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年4月15日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第498号

昭和52年3月29日付で認可申請のあつた美和村高官木地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画の写し

2 縦覧の期間 昭和52年5月2日から昭和52年5月23日まで

3 縦覧の場所 美和村役場

茨城県告示第499号

昭和52年2月10日付で新利根川土地改良区から申請のあつた清久島地区の換地計画については、土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)付則第12項の規定に基づき、改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項の規定により昭和52年4月18日認可したから、同条第8項の規定により公示する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第500号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により麻生都市計画公園(5.4.001羽黒山公園)を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

茨城県告示第501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和52年4月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年4月25日

茨城県知事 竹内藤男

路線名	道路の区域	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
県道 千葉竜ヶ崎線	北相馬郡利根町大字横須賀 字西前664番の1から	旧	メートル 最大 16.50 最小 4.50	メートル 4,025.00	
	竜ヶ崎市川原代町字 姫宮8181番の1まで	新	最大 31.00 最小 14.00	3,360.00	
県道 長沖藤代線	竜ヶ崎市長沖字落34番の1から 北相馬郡藤代町大字片町 字南側296番の1まで	旧	最大 30.50 最小 7.00	5,580.00	
	竜ヶ崎市長沖新田字境塚 38番から 北相馬郡藤代町大字片町 字南側296番の1まで	新	最大 30.50 最小 6.00	6,166.00	

茨城県告示第502号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和52年 4 月 26 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年 4 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道千竜ヶ崎葉線	北相馬郡利根町大字横須賀字西前664番の1から 竜ヶ崎市川原代字姫宮8181番の1まで	昭和52年 4 月 26 日
県道長藤代沖線	竜ヶ崎市長沖新田字境塚38番から 竜ヶ崎市長沖字落34番の1まで	昭和52年 4 月 26 日

茨城県告示第503号

東茨城郡大洗町成田町 208 に事務所をおく、成田郷土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年 4 月 25 日

茨城県水戸土地改良事務所長 銭 谷 守 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡大洗町神山町1253	理 事	高 須 武 夫	
" " 成田町18	"	矢 作 貞 明	
" " " 33	"	米 川 光	
" " " 150	"	深 作 勝 男	
" " " 325	"	深 作 伊 佐 男	
" " " 55	"	小 野 瀬 操	
" " " 60	"	深 作 栄 夫	
" " " 52	"	米 川 和 男	
" " " 88	"	亀 山 朝 一	
" " " 71	"	深 作 重 雄	
" " " 1463	"	小 沼 忠 信	

"	"	"	256-1	"	小野瀬 公道	
"	"	"	226	"	江 橋 精 一	
"	"	神山町916		"	米 川 竜	理 事 長
"	"	成田町170-3		監 事	福 田 武	
"	"	"	68	"	関 一 也	
"	"	"	1474	"	米 川 厳	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡大洗町神山町1253	理 事	高 須 武 夫	
" " 成田町18	"	矢 作 貞 明	
" " " 33	"	米 川 光	
" " " 150	"	深 作 勝 男	
" " " 118	"	小野瀬 敏 男	
" " " 325	"	深 作 伊佐男	
" " " 60	"	深 作 栄 夫	
" " " 52	"	米 川 和 男	
" " " 88	"	亀 山 朝 一	
" " " 71	"	深 作 重 雄	
" " " 1463	"	小 沼 忠 信	
" " " 256-1	"	小野瀬 公 道	
" " " 226	"	江 橋 精 一	
" " 神山町916	"	米 川 竜	
" " 成田町170-3	監 事	福 田 武	
" " " 68	"	関 一 也	
" " " 1474	"	米 川 厳	

茨城県告示第504号

稲敷郡江戸崎町大字古渡 548 番地に事務所をおく、湖南土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年 4 月25日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 川 田 弘 二

1 役員の新住所

	氏	名	住	所	備	考
変更前	油	原	敬	稲敷郡江戸崎町大字古渡558番地の2		
変更後	油	原	敬	" " " 558番地内2号		

茨城県告示第505号

結城郡石下町大字新石下571番地に事務所をおく、八間堀川沿岸土地改良区から、次のとおり役員が住所変更及び退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県下館土地改良事務所長 安 達 敏 三

1 住所変更

住	所	職	名	氏	名	摘	要
結城郡石下町大字本豊田59		理	事	磯	恵一	変	更 前
" " " 50		"	"	磯	恵一	変	更 後

2 退 任

住	所	職	名	氏	名	摘	要
結城郡石下町大字原宿1		理	事	倉	田 守 平		

茨城県告示第506号

真壁郡明野町村田1713番地に事務所をおく、村田村外三ヶ村土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県下館土地改良事務所長 安 達 敏 三

退 任

住	所	職	名	氏	名	摘	要
真壁郡明野町赤浜658		理	事	坂	入 金 一 郎		

茨城県告示第507号

筑波郡大穂町大字吉沼4019番地の5に事務所をおく、南筑波土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県土浦土地改良事務所長 岡 野 健 次

退任

住	所	職名	氏名	摘要
筑波郡豊里町大字今鹿島1325		理事	中川 誠一	

茨城県告示第508号

新治郡八郷町大字柿岡2009番地の3に事務所をおく、柿岡土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県土浦土地改良事務所長 岡野 健次

就任

住	所	職名	氏名	摘要
新治郡八郷町大字柿岡1176		理事	森山 恒夫	
" " "	859	"	萩原 達雄	

茨城県告示第509号

真壁郡協和町大字門井1975番地に事務所をおく、井出蛭沢堰土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県下館土地改良事務所長 安達 敏三

就任

住	所	職名	氏名	摘要
真壁郡協和町大字大島4の1		理事	萩原 正雄	

茨城県告示第510号

那珂郡山方町大字西野内357番地に事務所をおく、西野内土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 矢萩 啓三

1 退任

住	所	職名	氏名	摘要
那珂郡山方町大字西野内135		理事	三次 久	
" " "	41	"	三次 昌雄	
" " "	1728	"	細貝 一夫	

"	"	"	247の1	"	三 次 衛
"	"	"	1813	"	細 貝 正 行
"	"	"	238の1	監 事	三 次 清 正
"	"	"	221	"	三 次 弘
"	"	"	193	"	大曾根 肇

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡山方町大字西野内144番地	理 事	細 貝 利	理 事 長
" " " 281	"	柳 下 晴 夫	
" " " 166	"	大曾根 安 寿	
" " " 8	"	細 貝 基	
" " " 247の1	"	三 次 衛	
" " " 269	監 事	三 次 金 次	総 括 監 事
" " " 238の1	"	三 次 清 正	
" " " 221	"	三 次 弘	

茨城県告示第511号

稲敷郡美浦村大字木原 515 番地に事務所をおく、霞南土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和52年4月25日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 川 田 弘 二

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡阿見町大字青宿978	理 事	丸 山 銈太郎	理 事 長

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第11号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定により、次のとおり緊急自動車の指定を行つたので公示する。

昭和52年4月25日

茨城県公安委員会委員長 大 平 二 郎

緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
959	茨 88 せ 3027	ニッサン 52年	道路応急作業用	茨城県知事 竹内藤男

正 誤

昭和52年 3 月 7 日付茨城県報第6508号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から18	川 崎 重 男	川 崎 重 吉

★ 県政の総覧 ―― 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は 昭和51年4月1日から送料とも1カ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
休日の場合は繰り下ぐ (金 1,000円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所